

消 防 計 画



第 1 次改訂版

福岡県田川地区消防組合



目次

第 1 章 総 則	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 地域防災計画及び国民保護計画と消防計画の関連	1
第 4 節 計画の修正	1
第 2 章 組織計画	2
第 1 節 組織及び事務分掌	2
第 2 節 災害時の部隊編成	7
第 3 章 消防力等の整備計画	9
第 1 節 消防力等の現況	9
第 2 節 消防力等の増強	9
第 3 節 消防力等の更新	9
第 4 節 人員、施設及び資機材の整備点検	10
第 4 章 調査計画	12
第 1 節 地理水利調査	12
第 2 節 災害危険区域等の調査	12
第 3 節 被災想定図の作成	12
第 5 章 教育訓練計画	13
第 1 節 研 修	13
第 2 節 訓 練	14
第 6 章 災害予防計画	16
第 1 節 火災予防指導	16
第 2 節 火災予防査察	17
第 3 節 風水害等の予防指導	19
第 4 節 救急啓発活動	20
第 5 節 広報活動	20
第 7 章 警報発令伝達計画	22
第 1 節 火災警報	22
第 2 節 その他の警報等の伝達及び取扱い	23
第 8 章 情報計画	24
第 1 節 災害情報の収集	24
第 2 節 災害情報の報告及び連絡	24

第 3 節	災害情報の広報	24
第 4 節	災害情報の記録	25
第 9 章	火災警防計画	26
第 1 節	職員の非常召集	26
第 2 節	出 動	26
第 3 節	警 戒	27
第 4 節	通 信	27
第 5 節	火災防ぎょ	29
第 10 章	風水害等警防計画	31
第 1 節	職員の非常召集	31
第 2 節	出 動	31
第 3 節	資機材の配備	32
第 4 節	監視警戒	32
第 5 節	通 信	32
第 6 節	関係機関との連携	32
第 7 節	応急給食等の調達計画	33
第 11 章	地震警防計画	34
第 1 節	職員の非常召集	34
第 2 節	出 動	34
第 4 節	関係機関との連携	35
第 12 章	避難計画	36
第 1 節	勧告及び指示の基準	36
第 2 節	勧告及び指示の伝達	36
第 3 節	避難場所、避難経路の選定	37
第 4 節	避難経路の安全確保	37
第 5 節	避難場所の警戒	38
第 13 章	救急救助計画	39
第 1 節	職員の非常召集	39
第 2 節	出 動	39
第 3 節	通 信	40
第 4 節	医療機関等との協力体制	40
第 14 章	応援協力計画	41
第 1 節	協定機関	41
第 2 節	応援要請の方法	42
第 3 節	資料等の交換	44
第 4 節	緊急消防援助隊	44
第 5 節	その他の協力体制	45

第 1 5 章	国民保護警防計画	47
第 1 節	市町村国民保護計画が対象とする事態	47
第 2 節	武力攻撃事態等における消防本部の責務	48
第 3 節	職員の非常召集	49
第 4 節	出 動	50
第 5 節	通信統制	50
第 6 節	関係機関との連携	50
第 7 節	救急救助計画	51
第 8 節	応援協力要請	51
別表第 1	非常召集区分	52
別表第 2	関係機関一覧表	53

第1章 総則

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下同じ。）第4条及び第29条の定めにより、福岡県田川地区消防組合（以下「消防組合」という。）が、その任務を十分に果たすため、火災その他の災害に迅速かつ効果的に対処できるよう、必要な事項について定めることを目的とする。

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、消防組合が保有する消防力（人員、施設、車両及び資機材等）を結集して、通常災害はもとより、非常時災害（大規模火災、風水害、地震及び特殊災害等）が発生し、若しくはおそれのある場合に、災害の鎮圧及び被害の拡大防止のために事前に計画を策定し、消防行政における指針とする。

第2節 計画の性格

この計画は、消防組合の構成市町村（以下「市町村」という。）の今後の統合等の推移に対しても広域的な視点から対処すべく、周到な実行計画を確立し、消防組合の責任を十分果たすものであり、総体化した計画とする。

第3節 地域防災計画及び国民保護計画と消防計画の関連

この計画は、消防組合の消防活動のための計画であり、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の定めによる市町村地域防災計画及び国民保護法（平成16年法律第112号。）の定めによる市町村国民保護計画と複合する部分についても、細目的かつ具体的な計画を策定する。

また、市町村地域防災計画及び市町村国民保護計画に基づく活動以前（各関係機関が合同で災害に対処する以前）の災害にも対処するとともに、相互に複合する部分は密接な関連性を保ち、市町村地域防災計画及び市町村国民保護計画へ有機的かつ合理的に移行できる計画とする。

第4節 計画の修正

この計画は、市町村地域防災計画及び市町村国民保護計画の修正、市町村区域内の消防事象の変化、消防力等の変化及び関係法令の改正等に伴い、毎年定期的に検討し、必要と認めるときは、その都度速やかに修正する。

第2章 組織計画

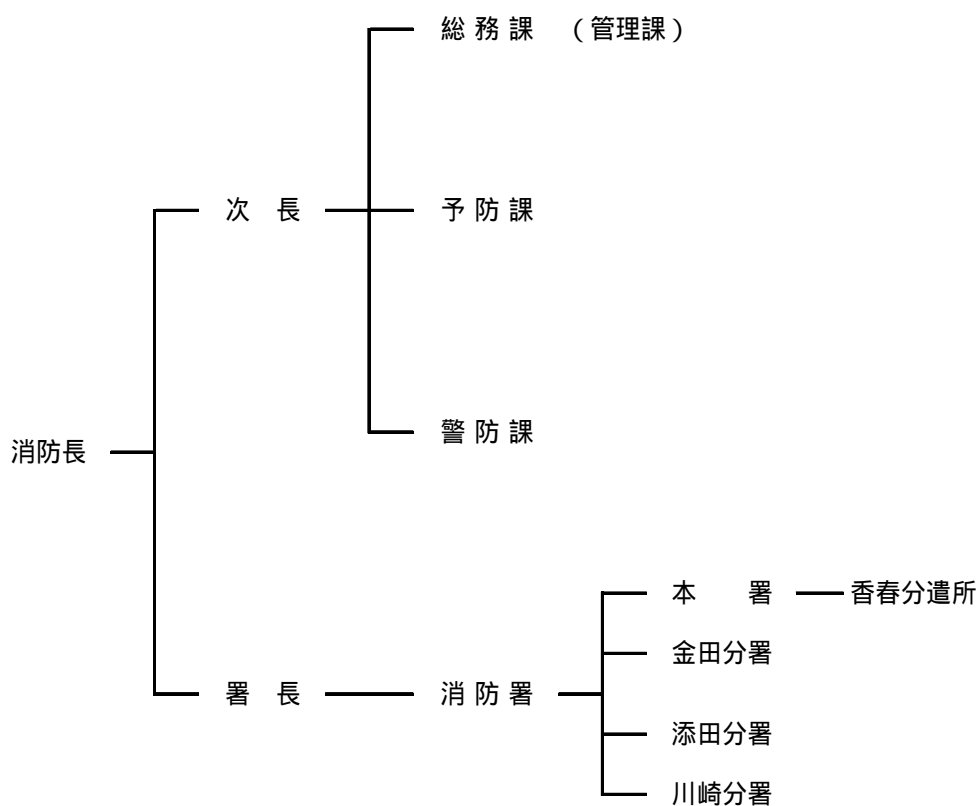
災害に対処するための組織等に関する計画は、本計画による。

第1節 組織及び事務分掌

火災等の災害に対処するための組織及び事務分掌に関する計画は、次のとおりとする。

1 平常時

(1) 組織



(2) 事務分掌

ア 消防本部の事務分掌

消防本部の事務分掌は、田川地区消防本部組織規則（平成19年規則第6号）第5条の定めによる。

イ 消防署の事務分掌

消防署の事務分掌は、田川地区消防署の組織に関する規程（平成19年本部訓令第3号）第3条の定めによる。

2 非常時

(1) 警戒本部

ア 設置基準

警戒本部の設置基準は、次のとおりとする。

(ア) 火災

本部消防小隊が出動した場合で、更に警防要員の増強が必要と署長が認めるとき。

(イ) 風水害等自然災害

- ・大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- ・暴風警報（主に台風接近時）が発表され、既に被害が発生し、又は発生が予想されるとき。（消防長判断により設置。）

(ウ) 地震

震度3以上の地震を覚知したとき。

(エ) その他

特異事案により、特に必要と消防長が認めるとき。

イ 組織及び事務分掌

本部長	副本部長	班		事務分掌
		班	班長	
消防長	次長	総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村との連絡調整に関する事。 ・対外広報に関する事。 ・非常食の調達に関する事。 ・本部司令車の運用に関する事。 ・その他、他の班に属さない事項
		予防班	予防課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関する事。 ・被害状況の調査及び収集に関する事。 ・災害速報等に関する事。 ・対策法に基づく連絡に関する事。
		警防班	警防課長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防資機材の調達に関する事。 ・災害情報の受理及び出動指令に関する事。 ・非常召集の伝達等に関する事。 ・気象状況の収集、記録に関する事。 ・通信及び災害の記録に関する事。 ・警防隊の総括運用に関する事。 ・消防団との連絡調整に関する事。 ・関係機関への出動要請及び当該機関との連絡調整に関する事。 ・警戒本部の総括に関する事。
	署長	消防班	副署長	<ul style="list-style-type: none"> ・現場指揮に関する事。 ・災害調査に関する事。 ・現場広報に関する事。 ・被害状況の調査及び報告に関する事。 ・警防隊の総括運用に関する事。 ・災害の警戒及び防ぎよ並びに警戒区域の設定に関する事。 ・避難者の誘導に関する事。
警戒本部は、各班長が情報収集を行い、定期的（おおむね1時間に1回）に情報交換及び必要な意思決定を行う。				

(2) 対策本部

ア 設置基準

対策本部の設置基準は、次のとおりとする。

(ア) 火災

大規模災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、警防要員の増強が必要となったとき。

(イ) 風水害等自然災害

- ・ 大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、1時間雨量50mmが2時間以上続いたとき。
- ・ 大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、直近の24時間雨量が250mmを超え、かつ、直近の1時間雨量が50mmを超えたとき。
- ・ 台風接近時、管内が暴風域に入ったとき。
- ・ 大雨、洪水又は暴風等により相当の被害が発生又は発生するおそれがある場合で、警防要員が必要と警戒本部長が認めたとき。

(ウ) 地震

震度5弱以上の地震を覚知したとき。

(エ) 救急救助事故

救急救助事故現場から、大規模な救急救助事故であるとの報告があり、警防要員の応援要請があったとき。

(オ) その他

その他、警戒本部の本部長が、特に必要と認めたとき。

イ 組織及び事務分掌

	本部長	副本部長	班		事務分掌
			班	班 長	
2号副管理者	消防長	次 長	総務班	総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町村との連絡調整に関する事。 ・対外広報に関する事。 ・非常食の調達に関する事。 ・本部司令車の運用に関する事。 ・その他、他の班に属さない事項
			予防班	予防課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集に関する事。 ・被害状況の調査及び収集に関する事。 ・災害速報等に関する事。 ・災対法に基づく連絡に関する事。
			警防班	警防課長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防及び水防資機材の調達に関する事。 ・災害情報の受理及び出動指令に関する事。 ・非常召集の伝達等に関する事。 ・気象状況の収集、記録に関する事。 ・応援協定に基づく要請に関する事。 ・通信及び災害の記録に関する事。 ・警防隊の総括運用に関する事。 ・消防団との連絡調整に関する事。 ・関係機関への出動要請及び当該機関との連絡調整に関する事。 ・対策本部の総括に関する事。 ・現場本部に連絡要員を派遣する。 ・現場本部との情報連絡に関する事。
		署 長	消防班	副 署 長	<ul style="list-style-type: none"> ・現場指揮に関する事。 ・災害調査に関する事。 ・現場広報に関する事。 ・被害状況の調査及び報告に関する事。 ・現場での参集職員の応召記録に関する事。 ・警防隊の総括運用に関する事。 ・災害の警戒及び防ぎょ並びに警戒区域の設定に関する事。 ・避難者の誘導に関する事。 ・消防団及び他の関係機関等との連携調整に関する事。 ・災害予防に関する事。
<p>対策本部は、各班長が情報収集を行い、定期的（おおむね1時間に1回）に情報交換及び必要な意思決定を行う。</p>					

(3) 現場本部

ア 設置基準

現場本部の設置基準は、次のとおりとする。

(ア) 災害現場において、情報収集及び現場指揮等を行う必要があるとき。

(イ) その他、災害の状況及び規模等により、特に署長が必要と認めたとき。

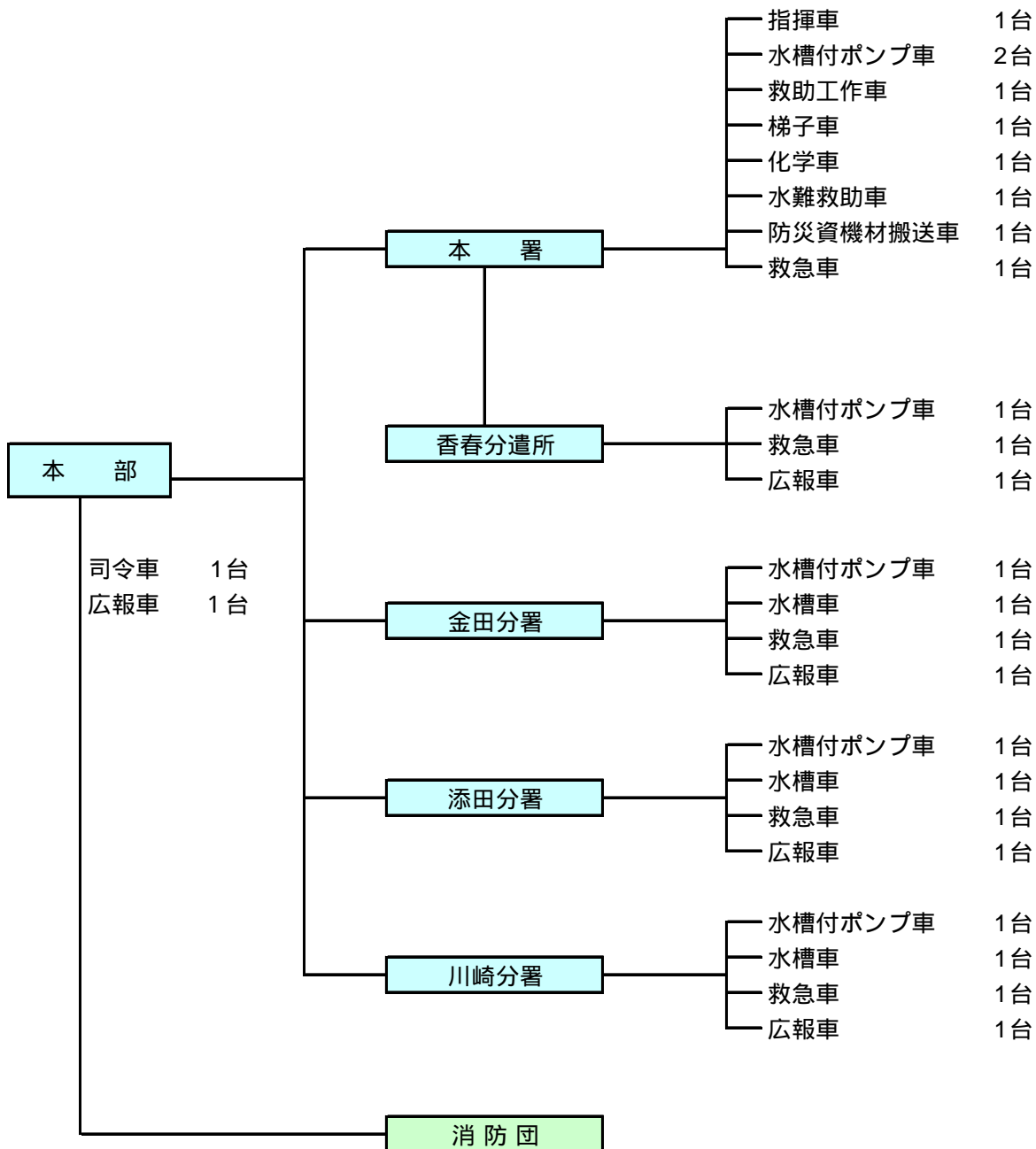
イ 組織及び事務分掌

本部長	班		事務分掌
	班	班 長	
署 長	警防班	副署長	1 対策本部との連絡調整に関する事。 2 現場情報の収集に関する事。 3 現場での非常食の調達に関する事。
	消防班	中隊長	1 現場指揮に関する事。 2 災害調査に関する事。 3 現場広報に関する事。 4 被害状況の調査及び報告に関する事。 5 現場での参集職員の応召記録に関する事。 6 警防隊の総括運用に関する事。 7 災害の警戒及び防ぎょ並びに警戒区域の設定に関する事。 8 避難者の誘導に関する事。 9 消防団及びその他の関係機関等との連携調整に関する事。 10 災害予防に関する事。
警防班は、定期的に（おおむね 1 時間に 1 回）災害の状況及び活動隊の状況等を本部長を通じて、対策本部に報告する。尚、状況が変化した場合は、随時報告をするものとする。			

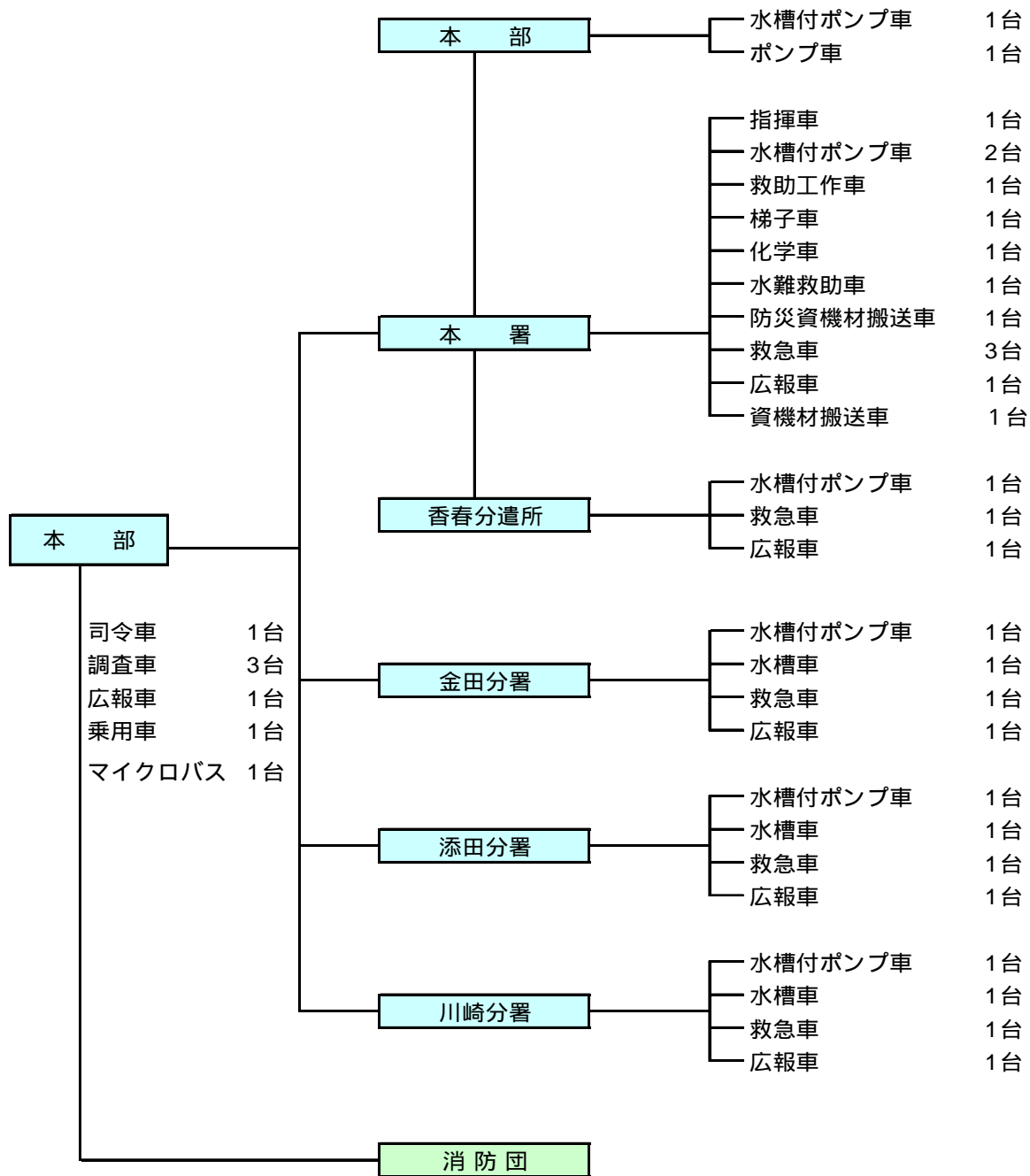
第2節 災害時の部隊編成

災害時の部隊編成は、次のとおりとする。

1 通常災害時



2 非常災害時



福岡県田川地区消防組合の消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和45年条例第2号）
 田川地区消防本部組織規則（平成19年規則第6号）
 田川地区消防署の組織に関する規程（平成19年本部訓令第3号）
 田川地区消防署警防隊編成規程（昭和49年本部訓令第4号）
 災害現場の指揮及び災害広報の運用要綱（昭和61年本部訓令第4号）
 消防本部マイクロバス使用基準（昭和58年11月1日付）

第3章 消防力等の整備計画

消防力等の現勢を把握するとともに、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号。以下同じ。）に基づき、社会構造の変化に対処できる整備計画は、本計画による。

第1節 消防力等の現況

消防力等の現況は、次のとおりである。

1 人員 （平成 年 月 日）

区 分		条 例 定 数	実 員
消 防 職 員	消 防 吏 員	1 5 5 人	人
	その他の職員		人

2 施設等

(1) 消防車両

第2章第2節の非常災害時の部隊編成のとおりとする。

(2) 庁舎等

名 称	所 在 地
田川地区消防本部	田川市大字川宮1570番地
田川地区消防署 本 署	田川市大字川宮1570番地
” 金 田 分 署	福智町金田1368番地の2
” 添 田 分 署	添田町大字添田1280番地の10
” 川 崎 分 署	川崎町大字川崎366番地の1
” 香春分遣所	香春町大字香春1211番地の4

第2節 消防力等の増強

消防力等の現勢を定期的に調査し、消防力の整備指針に定める基準に基づいて、消防力等の充実強化を図る。

第3節 消防力等の更新

消防力等の更新は、施設及び資機材の現勢を更新するものであり、資機材の耐用年数と性能等を考慮して、それぞれに応じ必要な更新を図る。

なお、消防力等の整備計画は、通常5ヵ年次の整備計画とする。

第4節 人員、施設及び資機材の整備点検

1 人員

点検は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号。以下同じ。）に基づき、次のとおりとする。

(1) 日常点検

日常点検は、原則として、毎日8時30分に行う。

(2) 通常点検（署長点検）

通常点検は、毎月1回以上行う。

(3) 特別点検（消防長点検）

特別点検は、毎年1回以上行う。

(4) 現場点検

現場点検は、災害の防ぎよ、その他の作業が終了したとき、その現場等において、その都度行う。

2 施設等

(1) 消防車両及び資機材

ア 日常点検

日常点検は、原則として8時30分に行い、各操作部分の作動状況及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下同じ。）第47条に定める点検を行う。

イ 定期点検

区 分	時 期	内 容
月例点検	毎月1回	車両の下周りや外観部分の整備点検を行う。 ポンプの吸放水装置その他操作に必要な箇所の整備点検及び積載品の確認、点検を行う。
法令点検	6ヶ月点検 12ヶ月点検	道路運送車両法第48条に基づく整備点検を行う。 （年間計画に基づき行う。）
	自動車検査	道路運送車両法第58条に基づく整備点検を行う。 （年間計画に基づき行う。）
特別点検	適 宜	梯子車の分解整備点検を行う。

ウ 使用後点検

使用後、使用した箇所及び積載備品等については、必ず点検を行い、不備な箇所は速やかに整備を行う。

エ 消防活動後等の点検

消防活動等の終了後は、機械器具等の現場点検を行い、不備な箇所は、速やかに整備を行う。

(2) 庁舎等

庁舎及び設備等の整備点検（業者委託）は、次のとおりとする。

ア 庁舎

庁舎の清掃業務

イ 電気設備

電気設備、冷暖房設備、非常電源設備、消防設備及びその他電気設備

ウ その他の付帯設備

合併式浄化槽、受水槽及びその他付帯設備

(3) 通信施設

通信施設の管理及び保全のための整備点検は、次のとおりとする。

ア 日常点検

日常点検は、原則として、8時30分に行う。

イ 定期点検

定期点検は、毎月又は定期的に行う。

ウ 臨時・特別点検

臨時・特別点検は、必要があるときに行う。

エ 業者委託点検

業者委託点検は、外部の業者に委託して、定期又は臨時に行う。

福岡県田川地区消防組合の消防本部及び消防署の設置に関する条例

（昭和45年条例第2号）

福岡県田川地区消防組合職員定数条例

（昭和45年条例第3号）

福岡県田川地区消防組合庁舎管理規則

（昭和49年本部規則第3号）

消防通信等運用要綱

（昭和52年本部訓令第3号）

田川地区消防本部安全運転管理規程

（昭和55年本部訓令第2号）

田川地区消防本部安全運転者服務規程

（平成55年本部訓令第3号）

第4章 調査計画

災害に対して適切な防ぎょ活動を行うため、地理水利及び災害危険区域等の調査を策定する計画は、本計画による。

なお、調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を想定した防ぎょ計画を策定する。

第1節 地理水利調査

地理水利調査は、管内の警防活動上必要な地理水利の状況に精通するとともに、その実態を把握して円滑な警防活動の遂行を図るものとし、次のとおりとする。

1 定期調査

定期調査は、地理水利の精通とその実態を把握するため、定期的に行う。

2 特別調査

特別調査は、署長が必要と認める場合に、調査員、時期及び内容等を指定して行う。

第2節 災害危険区域等の調査

災害危険区域等の調査は、木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス及びR I等の災害の発生に際し、被害が拡大するおそれのある危険な箇所、高層建物及び大規模木造建物等の特殊建物について調査を行う。

調査の結果に基づき、災害種別ごとに災害危険区域等の指定を行い、指定した後の事情の変化については、必要に応じて調査を行う。

災害種別	調査区域等
火災	危険区域、特殊建物
水災	水防重要危険箇所（市町村地域防災計画による。）
地すべり等	水防重要危険箇所（市町村地域防災計画による。）

第3節 被害想定図の作成

被害想定図は、火災、風水害及び地震時に被害を及ぼす範囲をあらゆる角度から検討し、その結果を図示して作成する。

田川地区消防本部地理水利調査規程（平成16年本部訓令第7号）

第5章 教育訓練計画

消防職員の資質の向上を図るための教養訓練計画は、本計画による。

第1節 研 修

研修は、職員の現在及び将来における職務の遂行に必要な知識及び技能等を習得させるものとし、すべての職員に公平にその機会を与えるように企画し、実施する。

研修の種別は、次のとおりである。

1 入校入所研修

入校入所研修は、消防大学校、福岡県消防学校及び福岡県市町村職員研修所その他の研修機関の施設に入校入所して行う教育及び研修等をいう。

2 講習会研修

講習会研修は、職員に専門的知識及び技能等を習得させるため、消防長会その他の機関が開催する講習会等における研修をいう。

3 資格取得研修

資格取得研修は、職務遂行上必要な免許等を取得するための研修で、入校入所研修及び講習会研修以外のものをいう。

4 特殊研修

特殊研修は、職務遂行上必要な特殊技能習得のため、他の行政機関及び事業所等に派遣して行う研修をいう。

5 職場研修

職場研修は、所属職員に職務遂行に必要な知識技能を習得させ、職員の資質の向上を図るため、所属において行う研修をいう。

6 専門研修

専門研修は、消防本部の各課及び消防署において所管する専門分野の業務について、その業務を担当する職員に対して行う研修をいう。

7 自己研鑽

自己研鑽は、職員が自ら資質の向上を図るため、個人又はグループ等で行う研修で、庁舎施設を利用して行うものをいう。

8 特別研修

特別研修は、上記の研修以外の研修で、消防長が特にその必要を認めて行う研修をいう。

第2節 訓 練

訓練は、職員の職務遂行に必要な知識の習得及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために行うものとし、消防訓練礼式の基準、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第4号）及び関係規程に基づいて行う。

なお、訓練の実施に当たっては、安全管理に関する諸規定を遵守するものとする。

1 基本訓練

基本訓練は、訓練礼式、消防操法及び器具操法とし、職員に諸制式を習熟させ、基本的な操法を十分に習得させるとともに、消防活動の万全を図るために行う。

2 出動訓練

出動訓練は、定時出動訓練及び不時出動訓練とする。

定時出動訓練は点検交替終了後に、不時出動訓練は不時に行い、出動準備の迅速確実を図るとともに、消防車両等の調整並びに資機材及び着装的点検を行う。

3 操縦訓練

操縦訓練は、消防自動車等の操縦技術の向上を図るとともに、地理水利の周知徹底及び災害危険区域等を把握するために行う。

4 放水訓練

放水訓練は、放水活動に必要な知識を習得させ、放水技術（吸水処置及び機関運用等）の迅速確実を図るとともに、中継体形等の連携活動の円滑にするために行う。

5 救急訓練

救急訓練は、救急活動において必要な知識を習得させ、救急処置技術の向上及び迅速確実を図るために行う。

6 潜水訓練

潜水訓練は、潜水活動において必要な知識を習得させ、潜水技術の向上及び迅速確実を図るために行う。

7 救助訓練

救助訓練は、救助活動に必要な知識（消防対象物の活用及び消防救助操法等）を習得させ、救助技術の迅速確実を図るために行う。

8 通信訓練

通信訓練は、消防通信の運用において必要な知識を習得させ、通信運用の迅速確実を図るために行う。

9 図上訓練

図上訓練は、各種災害事案を想定し、職員に防ぎよ要領等を習熟させるとともに、事前命令の周知徹底を図るために行う。

10 総合訓練

総合訓練は、各種訓練を総合的に実施し、有効的確な火災防ぎょ能力の向上を図るために行う。

また、他の関係機関と合同して行う総合訓練についても積極的に参加する。

田川地区消防本部安全運転管理規程	(昭和55年本部訓令第2号)
田川地区消防本部安全運転者服務規程	(平成55年本部訓令第3号)
田川地区消防本部安全管理規程	(昭和59年本部訓令第1号)
田川地区消防本部における訓練時安全管理要綱	(昭和59年本部訓令第2号)
田川地区消防本部救急業務規程	(平成3年本部訓令第11号)
田川地区消防本部職員研修規程	(平成6年本部訓令第3号)
田川地区消防署潜水隊編成規程	(平成12年本部訓令第1号)
田川地区消防本部における警防活動時の安全管理要綱	(平成16年本部訓令第3号)
田川地区消防本部救助業務規程	(平成16年本部訓令第6号)
警防活動時等における安全管理マニュアル	

第6章 災害予防計画

災害を未然に防止し、又は災害による被害を最小限に止めるための災害予防計画は、本計画による。

第1節 火災予防指導

火災予防指導は、消防機関はもとより、地区住民による自主的予防体制を確立して万全を期する必要があることから、それぞれの防火対象物に応じた適切な予防査察及び指導を行う。

1 防火対象物の関係者

(1) 管理権原者等

防火対象物の管理の権原を有する者又は関係者に対して、自主防災の徹底を図るため、研修会等を行う。

(2) 防火管理者

ア 甲種・乙種防火管理者講習

消防法（昭和23年法律第186号。以下同じ。）第8条に定める甲種・乙種防火管理者の資格を取得する講習を行う。

イ 上級講習、高度専門講習

防火管理者として防火管理業務に従事している者を対象に講習を行う。

2 危険物取扱者等

(1) 危険物取扱者

ア 危険物取扱者試験準備講習会

危険物取扱者を養成するため、（社）田川地区防災協会を通じて、危険物取扱者試験準備講習会を行う。

イ 危険物取扱者講習

（社）福岡県危険物安全協会の依頼により、（社）田川地区防災協会を通じて、消防法第13条の23に定める危険物取扱者講習を行い、製造所等において、危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者に受講させる。

(2) 消防設備士

ア 消防設備士試験準備講習会

消防設備士を養成するため、（社）田川地区防災協会を通じて、消防設備士試験準備講習会を行う。

イ 消防設備士講習

（財）福岡県消防設備安全協会の依頼により、（社）田川地区防災協会を通じて、消防法第17条の10に定める消防設備士講習を行い、防火対象物において消防用設備等の工事及び整備に従事する消防設備士に受講させる。

3 各種関係団体

それぞれの関係団体に応じた育成指導を行うとともに、火災予防の啓発を行う。

(1) (社)田川地区防災協会

(社)田川地区防災協会事業を利用して、火災予防を啓発する。

(2) 婦人消防隊

婦人消防隊の活動を通じて、消防防災に対する指導育成を行うとともに、火災予防を啓発する。

(3) 田川地区幼少年婦人防火委員会

田川地区幼少年婦人防火委員会の活動を通じて、防火に対する指導育成を行うとともに、火災予防を啓発する。

(4) その他防災関係機関

防災活動を通じて火災予防を啓発する。

4 消防車両による夜間パトロール等

消防車両による夜間パトロール及び山林防火巡視を行い、安全安心まちづくりを推進する。

5 その他

住民に対して消火訓練、防火教室等を行い、防火思想の普及に努める。

第2節 火災予防査察

消防法第4条及び第16条の5の定めによる火災予防査察は、消防対象物、危険物製造所等その他関係ある場所に立ち入り、これらの場所の位置、構造、設備及び管理の状況等について検査するとともに、不備欠陥のあるものには、必要な措置を講じる。

1 対象物の指定

査察を行う対象物は、次のとおりとする。

(1) 防火対象物定期点検報告制度該当対象物

防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱第2条に定めるもの

(2) 第1種査察対象物

ア 第1種査察対象物A

危険物製造所等で予防規定の制定義務を有するもの

イ 第1種査察対象物B

第1種査察対象物A以外の危険物製造所等

(3) 第2種査察対象物

ア 第2種査察対象物A

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下同じ。)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲

げる防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）で延べ面積 1,000 平方メートル以上のもの

ただし、前記 1(1)に該当する対象物を除く。

イ 第 2 種査察対象物 B

第 2 種査察対象物 A の特定防火対象物のうち、延べ面積 300 平方メートル以上のもの

ただし、前記 1(1)に該当する対象物を除く。

(4) 第 3 種査察対象物

ア 第 3 種査察対象物 A

令別表第 1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物（以下「非特定防火対象物」という。）で延べ面積 1,000 平方メートル以上のもの

イ 第 3 種査察対象物 B

第 3 種査察対象物 A 以外の非特定対象物のうち、延べ面積 500 平方メートル以上で 1,000 平方メートル未満のもの

(5) 第 4 種査察対象物

ア 第 4 種査察対象物 A

少量危険物貯蔵取扱所（一般住宅で貯蔵し、又は取扱う場所を除く。）

イ 第 4 種査察対象物

指定可燃物貯蔵取扱所

(6) 第 5 種査察対象物

ア 第 5 種査察対象物 A

一般住宅

イ 第 5 種査察対象物 B

(ア) 上記以外の消防法施行令第 6 条に定める防火対象物

(イ) 危険物運搬車両、バス等

(ウ) 高圧ガス関係施設

(エ) その他の消防対象物

2 査察

対 象 物	A	B
防火対象物定期点検報告制度該当対象物	2年に1回以上	-
第1種査察対象物	2年に1回以上	3年に1回以上
第2種査察対象物	3年に1回以上	5年に1回以上
第3種査察対象物	6年に1回以上	4年に1回以上
第4種査察対象物（A・B共通）	5年に1回以上	
第5種査察対象物（A・B共通）	特に必要があると認めた場合	

- 注1 一般住宅とは、専用住宅若しくは併用住宅又は共同住宅で個人の住居部分をいう。
- 注2 その他の消防対象物とは、変電設備、発電設備、廃車集積等で単独で存在するもの及びその他の工作物等をいう。
- 注3 その他の工作物等には、人為的に地上又は地中に作られたトンネル（道路、鉄道軌道等）又は洞道（電力、電話、下水道等）等で工事中のものも含む。

第3節 風水害等の予防指導

風水害等の予防指導は、風水害等により被害が事前に想定できるもの又は被害発生の予想ができる危険区域等について、市町村と緊密な連絡を行い、必要に応じて予防指導を行うとともに、風水害等が発生した場合に被害を最小限に食い止めるため、住民に対して防火教室等を通じ、自主防災意識の高揚を図る。

1 災害危険箇所等の把握

- (1) 重要水防区域
- (2) 土石流危険渓流
- (3) 地すべり等崩壊危険地ほか地すべり地
- (4) 急傾斜地崩壊危険箇所
- (5) ため池（堤体の決壊）
- (6) ボタ山（崩壊）

2 その他

住民に対し、防火教室等を通じて指導する項目は、次のとおりとする。

(1) 災害から身を守る方法

ア 風水害

- (ア) 強風から身を守る。
- (イ) 浸水から身を守る。
- (ウ) 土砂災害から身を守る。

イ 地震

- (ア) 揺れる災害から身を守る。
- (イ) 二次災害から身を守る。
- (ウ) 地割れから身を守る。

(2) 災害に備える方法

ア 地域での取り組み

イ 家族で話し合う。

ウ 災害に備えて準備するもの

- (ア) 風水害への備え
- (イ) 地震への備え

エ ボランティアの重要性

第4節 救急啓発活動

救急啓発活動は、住民に対し、災害により生じた事故等による傷病者に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及を行い、救命率の向上を図る。

1 講習

- (1) 救急講習
- (2) 普通救命講習
- (3) 上級救命講習
- (4) 応急手当指導員講習
- (5) 応急手当指導員再講習
- (6) 応急手当普及員講習
- (7) 応急手当普及員再講習

2 啓発活動

住民に対する応急手当の啓発活動は、救急医療週間等の諸行事を通じて効果的に行うとともに、他の関係機関との連携を図る。

第5節 広報活動

災害を未然に防止するための広報活動は、災害の多発時期及び火災予防運動期間等において、市町村、報道機関及び関係団体等の広報媒体を通じて行う。

1 市町村広報紙の利用

毎月発行される市町村広報紙を活用して、全国火災予防運動及び防災週間等に呼応し、災害予防に関する広報を行う。

2 報道機関の利用

報道機関に、消防に関する現勢及び訓練等に関する情報を提供し、広報を行う。

3 関係団体等の利用

(社)田川地区防災協会、田川地区幼少年婦人防火委員会、婦人消防隊等の事業又は活動を啓発するとともに、協力を得て、災害予防の広報を行う。

4 その他の利用

市町村等が行う行事等に、必要に応じて、職員の派遣及び資料等の提供をし、災害予防に関する広報を行う。

福岡県田川地区消防組合消防職員の立入検査証に関する規則

(昭和45年規則第4号)

福岡県田川地区消防組合危険物等規制規則

(平成13年規則第2号)

初期消火訓練指導要綱

(昭和53年本部訓令第10号)

田川地区消防本部火災予防規程

(昭和53年訓令第4号)

給油取扱所の空地をおおう建築物の運用基準

(昭和55年訓令第6号)

給油取扱所におけるたばこ販売の取扱要綱

(昭和60年本部訓令第6号)

防火対象物O A 管理事務処理要綱

(平成元年本部訓令第7号)

田川地区消防本部救急業務規程

(平成3年本部訓令第11号)

田川地区消防本部広報規程

(平成5年本部訓令第1号)

田川地区消防本部広報用腕章の着用に関する規程

(平成6年本部訓令第24号)

田川地区消防本部応急手当普及啓発活動実施要綱

(平成6年本部訓令第29号)

防火対象物定期点検報告制度事務処理要綱

(平成15年本部訓令第4号)

調査検査業務等安全管理規程

(平成16年本部訓令第4号)

防火対象物定期点検報告事務処理要綱

(平成15年本部訓令第4号)

第7章 警報発令伝達計画

異常気象時における災害を未然に防止するための警報等発令伝達計画は、本計画による。

第1節 火災警報

消防法第22条の火災に関する警報の取扱い並びに警報発令等の伝達及び周知方法等は、次のとおりとする。

1 火災警報の発令

(1) 火災に関する警報（火災警報）の発令

消防法22条第3項の定めにより、気象の状況が火災予防上危険である旨の通報があったとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 気象状況

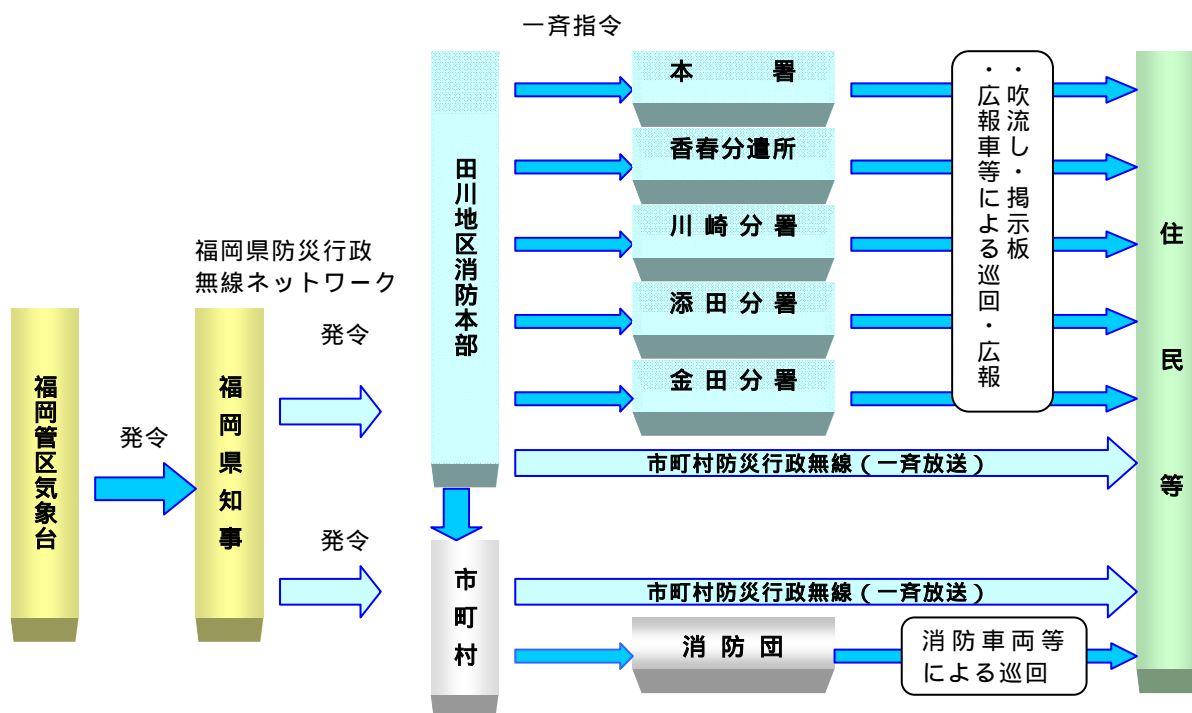
次に掲げる気象状況において、必要と認めた場合に火災警報を発する。

ア 実効湿度が60%以下であって、最低湿度は40%を下り最大風速7m/sを超える見込みのとき。

イ 平均風速10m/s以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2 火災警報の伝達及び周知方法等

火災警報の伝達及び周知は、有線電話又は無線電話等で行い、住民等への周知方法等は、次のとおりとする。



3 火災警報の解除

火災警報の解除の周知は、必要に応じ、巡回・広報等で行う。

第2節 その他の警報等の伝達及び取扱い

その他の警報等の伝達及び取扱いは、次のとおりとする。

- 1 大雨、洪水又は暴風警報の発令を受けた場合、毎日勤務の課長補佐以上（2号管理者、会計管理者、管理課参事補佐を除く。）の者に連絡を行う。
- 2 各警報は、状況に応じて広報車等により住民広報を行うとともに、市町村に連絡を行う。

田川地区消防組合火災予防条例

（昭和45年条例第17号）

田川地区消防組合火災予防規則

（昭和55年規則第2号）

第8章 情報計画

災害情報の収集、報告、通報及び記録についての情報計画は、本計画による。

第1節 災害情報の収集

災害情報の収集は、第2章第1節の組織及び事務分掌の定めによるほか、災害現場においては、消防署長がその責にあたる。

なお、その災害の種別、状況及び規模により必要な情報収集を行うものとし、各課長は、主管業務に関して必要な事項の情報収集を行う。

第2節 災害情報の報告及び連絡

収集した災害情報の報告及び連絡等は、次のとおりとする。

ただし、調査報告をしない災害の場合は、実情に応じて行う。

- | | | |
|---|-------------------|-----------------|
| 1 | 救急事故等報告取扱要領 | (昭和39年消防災第18号) |
| 2 | 災害報告取扱要領 | (昭和45年消防災第246号) |
| 3 | 火災、災害等即報要領 | (昭和59年消防災第267号) |
| 4 | 火災報告取扱要領 | (平成6年消防災第100号) |
| 5 | 火災調査規程 | (平成9年本部訓令第4号) |
| 5 | 田川地区消防本部救急業務規程 | (平成3年本部訓令第11号) |
| 6 | 田川地区消防本部救助業務規程 | (平成16年本部訓令第6号) |
| 7 | 救急出動報告の〇A処理要綱 | (平成16年本部訓令第8号) |
| 8 | 火災調査書類の保存方法に関する要綱 | (平成16年本部訓令第11号) |

第3節 災害情報の広報

1 報道機関等に対する広報

(1) 広報責任者

- ア 消防本部にあっては次長
- イ 消防署にあっては署長

(2) 災害現場における報道機関に対する広報

ア 災害状況等を報道機関等に対して広報する者は、次のとおりとし、発表内容の統一を図る。

- (ア) 火災現場にあっては、現場最高指揮者
- (イ) 危険物の漏洩事故等特異なものにあっては、当該主務課長
- (ウ) 上記以外の場合にあっては、現場最高指揮者若しくはその指示を受けた者

イ 発表にあたっては、関係者のプライバシーの保護に配慮するとともに関係者が少年の場合は、氏名、年齢、住所等本人を推知できるような情報を漏らしてはならない。

ウ 火災、事故等の原因が判明していない場合は、外形的事実の発表にとどめ、やむを得ず発表を行うときは、関係者の名誉を毀損しないよう配慮する。

2 災害現場における住民等に対する広報

災害現場における住民等に対する広報は、次のとおりとする。

(1) 災害状況等の広報にあたっては、消防機関の活動状況も併せて広報し、住民の消防機関に対する認識の向上に努める。

(2) 広報を行う者は、前記1(2)に定める者とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

ア 現場活動上必要な情報の早期収集のため、関係者や現場付近の住民等に対し、協力を求めるための広報を行うとき。

イ ガス、危険物の漏洩事故等の関係者及び住民に対し、早期に避難又は警戒等を促すための広報を行うとき。

ウ その他緊急に広報を行う必要があるとき。

(3) 前号アからウまでの広報を行った者は、広報の統一を図るため、広報終了後、速やかに、前記1(1)に規定する者に報告しなければならない。

(4) (1)から(3)までに定めるもののほか、災害現場での広報については、災害現場の指揮及び現場広報の運用要綱(昭和61年本部訓令第4号)に定めによる。

第4節 災害情報の記録

災害情報の記録は、第2節の災害情報の報告及び連絡の定めにより記録し、保存する。

災害現場の指揮及び災害広報の運用要綱	(昭和61年本部訓令第4号)
田川地区消防本部救急業務規程	(平成3年本部訓令第11号)
田川地区消防本部広報規程	(平成5年本部訓令第1号)
火災調査規程	(平成9年本部訓令第4号)
田川地区消防本部救助業務規程	(平成16年本部訓令第6号)
救急出動報告の〇A処理要綱	(平成16年本部訓令第8号)
火災調査書類の保存方法に関する要綱	(平成16年本部訓令第11号)

第9章 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するための火災警防計画は、本計画による。

第1節 職員の非常召集

火災が発生した場合又は2次災害のおそれがある場合において、緊急に警防要員等を増強する必要があると認めるとき、現に勤務している職員以外の職員を召集する計画は、次のとおりとする

1 非常召集

非常召集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じて、別表第1の火災の召集区分により行う。

2 非常召集の伝達

非常召集の伝達は、消防長から命令を受けた警防課長が行うものとし、警防課長は、召集の目的、発令日時、召集地、服装及び携帯品等その他必要事項について職員に対し迅速に伝達する。

3 応召の報告

職員は、非常召集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応召し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、管内で災害の発生を覚知したときは、非常召集の発令を待つことなく自発参集する。

(1) 参集場所は、原則として勤務署所とする。

(2) 参集方法は、原則として通常の勤務方法とする。

第2節 出 動

出動は、火災等における迅速的確な警防活動を実施するため、災害発生場所、規模及び対象物等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。

出動計画は、次のとおりとする。

1 出動の種別

出動の種別は、普通出動（火災出動及び警戒出動）及び特命出動とする。

(1) 普通出動

普通出動は、次の区分により出動する。

ア 火災出動

(ア) 第1次出動 通常の火災事案

- (イ) 第2次出動 火災事案のうち、炎上が確認されたとき。
- (ウ) 第3次出動 火災が延焼拡大又はそのおそれのあるとき。
- (エ) 第4次出動 更に警防要員が必要と判断したとき。

イ 警戒出動

警戒出動は、警戒及び怪煙偵察等とし、その内容、規模に応じた車両で出動する。

(2) 特命出動

特命出動は、普通出動以外で、消防長が必要と認めた場合に出動する。

2 出動区分

出動区分は、災害種別ごとに定める出動区分により出動する。

第3節 警戒

警戒は、気象状況等により火災が発生するおそれがあるとき又は火災が発生した場合著しく混乱を招来するか、若しくは人命の危険が予想されるときは、必要に応じて嚴重に行うとともに、消防隊の迅速な出動体制及び巡ら警戒により災害の未然防止を図る。

1 警戒

火災警報発令時において、火災が発生した場合、大規模な火災となるおそれ又は人命の危険が大と予想される危険区域及び特殊地域等を巡ら警戒し、予防広報及びたき火等の制限を併せて行い、災害の未然防止を図る。

2 特別警戒

特別警戒は、火災の発生するおそれ又は発生した場合に災害の拡大若しくは人命の危険が予想される火災期（11月1日～翌年4月30日）、歳末（12月26日～12月31日）及び行事等で警戒が必要なときに実施し、災害の未然防止を図る。

第4節 通信

通信は、災害の覚知、出動指令、災害の状況報告・通報及び非常召集等に必要通信回線を確認し、平常時及び非常時の通信体制の万全を図る。

1 平常時

平常時における通信は、次のとおりとする。

(1) 災害の覚知

住民からの災害通報を119番回線、ファクシミリ及び緊急通報等により覚知するほか、出動隊からの災害通報を無線電話又は携帯電話（災害優先電話。以下同じ。）により覚知する。

(2) 出動指令等

ア 出動指令

指令台の自動出動指令システムにより出動隊を編成して、指令電話及び無線電話（音声合成指令及び指令書伝送）により指令する。

イ 関係機関への連絡

災害発生による市町村等の関係機関への連絡は、災害の種別に応じ、福岡県防災行政ネットワーク（衛星回線）、市町村防災行政無線、専用有線電話及び加入電話で行う。

(3) 災害の状況報告等

出動途上及び現場到着時の災害状況、防ぎよ行動、応援の要否及び被災状況等の報告・通報は、無線電話で行うほか、実情に応じて携帯電話で行う。

2 非常時

非常時における通信は、次のとおりとする。

なお、119番通報の受付、指令、報告及び連絡等により有無線電話が輻そうして指令業務に支障が出る場合は、必要に応じて通信統制を行い、情報の収集及び指令業務を確実にを行う。

(1) 災害の覚知

ア 119番通報の分散受信

119番通報等が輻そうし、指令台での覚知が困難な場合は、119番非常用補助盤、同時多発災害受発信装置及び専用多機能電話機に切り替えて、119番通報を分散して受付(覚知)する。

イ デジタル（電話）回線の迂回

指令台での受付（覚知）が不能になった場合は、携帯電話及びIP電話のデジタル回線による119番通報は、電話事業者にデジタル（電話）回線の迂回（自局迂回、他局迂回）を依頼し、指令室、事務室又は他の署所等の加入電話で覚知（受付）する。

ウ 必要に応じて、消防車両等による巡回により覚知する。

(2) 出動指令等

ア 出動指令

自動出動指令システムにより出動指令を行うが、災害等が輻そうし、自動出動指令が困難な場合は、署所に対し、指令電話等（音声）により災害の種別及び発生場所等を個別指令するほか、無線電話で指令を行う。

イ 関係機関への連絡

平常時における連絡方法によるほか、必要に応じ、携帯電話で行う。

(3) 災害の状況報告等

災害の状況報告等は無線電話又は携帯電話で行うが、必要に応じ、無線電話の交信周波数（チャンネル）を指定して無線統制する。

(4) 非常召集

非常召集は、別表第1に定める非常召集区分に基づき、指令室及び署所の

加入電話等により、伝達を行う。

第5節 火災防ぎょ

火災防ぎょは、火災が発生した場合、地理水利及び建物等の関係で延焼の拡大又は人命の危険が予想される危険区域若しくは潜在危険のある建物、危険物、放射性物質及び林野、車両等に対する防ぎょ計画等を策定するとともに、迅速的確な防ぎょ活動を行う。

1 防ぎょ計画策定上の指針

防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づき、各種消防事象を綿密周到に検討して、消防力等に応じた計画を樹立するものとし、策定にあたっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 防ぎょ上の必要な消防力の警防要員数及び出動台数
- (2) 各隊の到着時分及び部署する予定水利
- (3) 人命検索及び救助の計画
- (4) 各隊の進入方法及び防ぎょ担当方面
- (5) 延焼防止のための消防力を集中する場所
- (6) 破壊消防を行う場合の破壊箇所とその方法
- (7) 飛火警戒の方法
- (8) 避難誘導及び避難予定地
- (9) 断滅水時、通行止時、烈風時及び多発時の場合の対処方法
- (10) 特殊事情等に対処する方法

2 防ぎょ計画

(1) 危険区域防ぎょ計画

危険区域防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した危険区域における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(2) 特殊建物防ぎょ計画

特殊建物防ぎょ計画は、第4章の調査計画の調査結果に基づく調査により、指定した特殊建物における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(3) 放射性物質防ぎょ計画

放射性物質防ぎょ計画は、人体に与える影響（危険）が大きい放射能物質の貯蔵・使用場所の確認、汚染による被害を軽減するため、その施設等における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

策定にあたっては、放射能物質の特殊性に鑑み、関係者と防ぎょ方法等について綿密に打合せを行い、危険排除に十分留意するとともに、2次災害の防災対策の万全を期すること。

(4) 林野火災防ぎょ計画

林野火災防ぎょ計画は、気象、地形による風の影響及び出火場所等による防ぎょ活動の困難性から大規模な火災となるおそれがあり、組織計画に基づく部隊編成等を十分考慮するとともに、林野における防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

(5) 車両等火災防ぎょ計画

車両等火災防ぎょ計画は、旅客等を輸送する列車及び特殊車両等を対象に、災害の発生するおそれのあるものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定するとともに、併せて、トンネル内における火災についても策定する。

(6) その他の防ぎょ計画

立体駐車場、変電所等の特異性から、特に、防ぎょ計画の必要とするものにおける防ぎょ活動を円滑に行うために策定する。

3 水利統制計画

水利統制計画は、第4章の調査計画の調査結果による消防水利の実態から、水利統制をする必要がある区域に対して、事前に水利統制計画を策定する。

※ 田川地区消防組合火災予防条例	(昭和55年規則第2号)
消防通信等運用要綱	(昭和52年本部訓令第3号)
再燃火災防止対策要綱	(昭和57年本部訓令第3号)
田川地区消防本部広報規程	(平成5年本部訓令第1号)
即時通報及び非常通報装置に関する事務処理要綱	(平成6年本部訓令第26号)
即時通報及び非常通報装置に関する事務処理要綱細則	(平成6年本部訓令第27号)

第10章 風水害等警防計画

風水害等警防計画は、他の法令及び市町村地域防災計画等によるほか、本計画による。

第1節 職員の非常召集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員を召集する計画は、次のとおりとする。

1 非常召集

非常召集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第1の風水害等自然災害の召集区分により行う。

2 非常召集の伝達

非常召集の伝達は、消防長から命令を受けた警防課長が行うものとし、警防課長は、召集の目的、発令日時、召集地、服装及び携行品等その他必要事項について職員に対し迅速に伝達する。

3 応召の報告

職員は、非常召集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に参集し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、管内で災害の発生を覚知したとき又は警報が発令されたときは、非常召集の発令を待つことなく自発参集する。

(1) 参集場所は、原則として勤務署所とする。

ただし、災害の状況等により、勤務署所に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法は、原則として通常の勤務方法とする。

第2節 出 動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。

また、市町村長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 資機材の配備

資機材の配備は、気象情報及び情報収集により関係機関との連絡を密にして、あらかじめ被害が予測される地域に適切に配備する。

また、使用する車両の指定及び借用資機材の公用調達についても計画を定める。

第4節 監視警戒

災害を未然に防止し、防ぎよ活動を迅速に行うための監視警戒は、市町村の水防計画に指定する消防活動上支障が予想される水防重要危険箇所等について、必要な巡ら警戒を行う。

なお、小規模な事象等で人命等に危険が予想される場合は、関係機関と協力し、当該場所の警戒を行う。

1 警戒基準

雨量及び水位等の情報を収集し、警戒基準（国土交通省、福岡県及び田川地区消防本部の気象観測装置等の情報による。）を定める。

2 警戒体制

災害を未然に防止し、防ぎよ活動が迅速に行われるよう、警戒発令下の監視警戒を重点的に行い、特に危険箇所の常時警戒を行うための計画を定める。

3 通報体制

監視警戒中に、災害の発生及び異常現象を発見した場合の通報の責任体制、通報手段及び連絡網を定める。

第5節 通信

風水害時には、有線電話による通信が困難な事態が予想されるので、無線電話及び携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地等の情報連絡（通報）が迅速に確保できるよう通信体制を整える。

その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第6節 関係機関との連携

風水害等の災害が発生した場合は、国、福岡県及び市町村等の関係機関の業務内容を十分把握した上で、密接な連携・連絡を図る。

連携が必要な機関とその業務内容については、別表第2のとおりとする。

第7節 応急給食等の調達計画

応急給食等の調達計画は、風水害等の防ぎよ活動が長期にわたる場合があるため、応急給食の調達方法又は飲料水の確保について、災害の規模に応じた適正な計画を定める。

消防通信等運用要綱 (昭和52年本部訓令第3号)
福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理に関する協定書
(平成12年4月1日締結)

第11章 地震警防計画

地震警防計画は、他の法令及び市町村地域防災計画等によるほか、本計画による。

第1節 職員の非常召集

災害の発生するおそれのあるとき又は発生した場合に応急対策若しくは災害を防止又は軽減するため、現に勤務している職員以外の職員を召集する計画は、次のとおりとする。

1 非常召集

非常召集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防要員に応じ、別表第1の地震の召集区分により行う。

2 非常召集の伝達

非常召集の伝達は、消防長から命令を受けた警防課長が行うものとし、警防課長は、召集の目的、発令日時、召集地、服装及び携帯品等その他必要事項について職員に対し迅速に伝達する。

3 応召の報告

職員は、非常召集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応召し、その旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、管内で震度3以上若しくは5弱以上の地震が発生したことを覚知したとき又は災害の発生を覚知したときは、非常召集の発令を待つことなく自発参集する。

(1) 参集場所

参集場所は、原則として勤務署所とする。

ただし、災害の状況等により勤務署所に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法

参集方法は、徒歩、自転車及び自動二輪車等により参集し、服装は原則として私服とする。

第2節 出 動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。

また、市町村長からの応援要請があった場合についても同様とする。

第3節 通 信

地震時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。

その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第4節 関係機関との連携

地震災害が発生した場合は、国、県及び市町村等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。

災害の発生状況により連携が必要な関係機関については、第10章第6節の関係機関との連携の定めによる。

消防通信等運用要綱

(昭和52年本部訓令第3号)

第12章 避難計画

住民等の生命及び身体を災害から保護するための避難計画は、市町村地域防災計画によるほか、市町村長等から依頼があった場合の消防組合の対応は、本計画による。

第1節 勧告及び指示の基準

市町村長等から避難の勧告及び指示があった場合は、迅速に誘導措置がとれるように計画する。

なお、市町村長等が、避難の勧告及び指示を行う場合の基準は、市町村地域防災計画による。

第2節 勧告及び指示の伝達

避難勧告及び指示の伝達については、次のとおりとする。

1 避難勧告・指示の伝達

避難勧告・指示を関係住民に確実に伝達できるよう有効な伝達手段を活用する。

- (1) 避難勧告・指示の伝達は、市町村防災行政無線及び巡回広報等を利用する。
- (2) 避難勧告・指示の内容は、適切かつ容易に判断できるものとする。
- (3) 避難勧告・指示は、時期を失することのないよう正確に漏れなく、全ての関係住民に伝達する。

2 伝達事項

関係住民に周知徹底する伝達事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告又は指示者
- (2) 勧告又は指示の理由および区域
- (3) 避難施設及び場所（以下「避難場所」という。）
- (4) 避難経路
- (5) 注意事項（火災や盗難の予防、携行品、服装等）

3 誘導要領

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、避難者を安全に誘導するとともに、誘導要領にあつては、次のとおりとする。

- (1) 早めに避難地区の要介護者を把握し、必要な資機材・誘導員を集める。
- (2) 避難の誘導に当たっては、災害時要援護者を優先する。
- (3) 特に傷病者等の誘導については、車両、車椅子、ストレッチャー等を利用する。
- (4) 出発・到着の際には必ず人員の点呼を行い、避難者を把握する。

- (5) 避難集団が大規模な場合は、住民グループを適切な人数に分割して、誘導員を適正に配置する。
- (6) 必要に応じて誘導ロープにより安全を確保する。
- (7) 誘導員は毅然たる態度で、避難経路及び避難場所を指示する。
- (8) 誘導員自ら、パニック状態に巻き込まれないようにする。
- (9) 住民の携行品は、必要最小限度にとどめさせる。
- (10) 避難に当たっては、住民を走らせないようにする。
- (11) 生徒、児童の避難については、学校関係者と連絡を密にして避難誘導を行う。
- (12) すでに避難した家屋には、目印をつけて伝達の重複を避ける。
- (13) 避難行動の際は、自主防災組織等の役員の協力を得る。
- (14) 避難場所又は安全な場所に確実に誘導する。

第3節 避難場所、避難経路の選定

避難場所、避難経路の選定及び長時間・長距離避難については、次のとおりとする。

1 避難場所

避難場所は、市町村地域防災計画による。

2 避難経路の選定

避難経路の選定に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 避難経路は、各種災害の危険が予想される区域の通過を避ける。

- (2) 代替避難経路の選定

指定された避難場所が、災害状況により使用不能となった場合は、代替避難場所へ誘導する。

- (3) 住民への周知

市町村地域防災計画に明記された避難経路を、関係住民に対して周知徹底を図る。

第4節 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- 1 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- 2 安全輸送に関し、警察、自衛隊等と協議する。
- 3 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い、避難に際し関係住民に伝達する。
- 4 避難場所までの案内板を要所に掲示する。
- 5 災害状況を便宜判断して、安全な経路を利用する。

- 6 マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に注意する。
- 7 危険箇所や避難経路については、ロープを展張するとともに、警戒員を配置し、避難中の2次災害を防止する。
- 8 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置する。
- 9 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物（自転車や埋設管を含む。）からの安全を確保する。

第5節 避難場所の警戒

避難場所の警戒は、当該市町村当局から厚生関係の職員が連絡員として管理にあたることとなっている。

ただし、状況により協力する体制になった場合は、避難場所の災害の情勢と進展を警戒するため、各地区の避難所ごとに警戒員を定めておき、市町村の災害対策本部等にすぐ通報できる連絡系統を定める。

第13章 救急救助計画

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を安全な場所に移動し、若しくは危険を取り除き、その生命を保全して、医療機関等へ搬送する救急救助活動計画は、本計画による。

第1節 職員の非常召集

救急救助を必要とする災害が発生したとき、救急救助事故に対処するため、現に勤務している職員以外の職員を召集する計画は、次のとおりとする。

1 非常召集

非常召集は、第2章第2節の組織計画に定める非常災害時の部隊編成に必要な警防人員に応じ、別表第1の救急救助事故の召集区分により行う。

2 非常召集の伝達

非常召集の伝達は、消防長から命令を受けた警防課長が行うものとし、警防課長は、召集の目的、発令日時、召集地、服装及び携帯品等その他必要事項について職員に対し迅速に伝達する。

3 応召の報告

職員は、非常召集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応召しその旨を報告しなければならない。

4 その他

職員は、管内で大規模な救急救助事故の発生を覚知したときは、非常召集の発令を待つことなく自発参集する。

(1) 参集場所

参集場所は、原則として勤務署所とする。

ただし、災害の状況等により勤務署所に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法

参集方法は、原則として通常の勤務方法とする。

第2節 出動

災害時において、迅速的確な救急救助活動を期するため、発生場所、対象及び規模等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。

出動計画は、次のとおりとする。

1 出動の種別

出動の種別は、普通出動及び特命出動とする。

(1) 普通出動

普通出動は、事故の内容及び規模に応じて、次の区分により出動する。

ア 救急出動

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (ア) 第1次出動 | 通常の救急事案 |
| (イ) 第2次出動 | 救急患者が、複数名の救急事案が発生した場合 |
| (ウ) 第3次出動 | 救急患者が、5名以上の救急事案が発生した場合 |
| (エ) 第4次出動 | 救急患者が、10名以上の救急事案が発生した場合 |

イ 救助出動

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (ア) 第1次出動 | 通常の救助事案 |
| (イ) 第2次出動 | 要救助者が、複数名の救助事案が発生した場合 |
| (ウ) 第3次出動 | 要救助者が、5名以上の救助事案が発生した場合 |
| (エ) 第4次出動 | 要救助者が、10名以上の救助事案が発生した場合 |

(2) 特命出動

特命出動は、普通出動以外で、消防長が必要と認めた場合に出動する。

2 出動区分表

出動区分は、災害種別ごとに定める区分により出動する。

第3節 通 信

大規模な救急救助事故時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。

その他通信体制については、第9章第4節の通信の定めによる。

第4節 医療機関等との協力体制

医療機関との協力体制は、住民を救急救助し、傷病者等の医療処置が速やかにできるよう事前に定める。また、集団事故が発生した場合は、関係市町村と密接な連携を図るものとする。

協力体制をとるべき医療機関等の名称、診療科目、保有ベッド数及び連絡先については事前に調整しておく。

消防通信等運用要綱	(昭和52年本部訓令第3号)
人命検索完了ステッカー活用要綱	(昭和62年本部訓令第3号)
救命索発射銃要綱	(平成6年本部訓令第29号)
田川地区消防本部救急業務規程	(平成3年本部訓令第11号)
田川地区消防本部救助業務規程	(平成16年本部訓令第6号)
田川地区消防署潜水隊編成規程	(平成12年本部訓令第1号)
久留米大学病院ドクターヘリ運行要領	(平成17年3月 第8版)

第 14 章 応援協力計画

災害発生に際して県、市町村相互及び関係機関等の応援協力体制を確立するための応援協定等は、本計画による。

第 1 節 協定機関

消防組織法第 39 条の定めによる、消防業務に関する災害の防ぎよを応援するための相互応援の協定締結は、次のとおりとする。

1 隣接地域

- (1) 筑豊地区常備消防相互応援協定書
- (2) 福岡県田川地区消防組合、京築広域市町村圏事務組合消防相互応援協定書
- (3) 福岡県田川地区消防組合、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合消防相互応援協定書
- (4) 福岡県田川地区消防組合、中津市消防相互応援協定書
- (5) 隣接常備消防相互応援協定書（日田玖珠広域行政事務組合）
- (6) 北九州市と福岡県田川地区消防組合との消防相互応援協定

2 福岡県全域

福岡県消防相互応援協定書（福岡県広域航空消防相互応援実施要綱）

地域区分

(1) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(2) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野大宰府消防組合、春日・大野・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市、筑後市、みやま市、八女地区消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

3 対象とする災害

(1) 隣接地域

消防組織法第 1 条に規定する災害

(2) 福岡県全域

- ア 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊な火災
- イ 地震、風水害その他大規模災害
- ウ 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(3) 広域航空消防相互応援

- ア 地震、風水害その他大規模災害
- イ 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災、その他特殊災害
- ウ ヘリコプターによる有効活適切な救急事案
- エ 山岳事故その他車両等の進入が困難な場所における救助事案
- オ その他、ア～エに掲げる災害に準ずる災害

第2節 応援要請の方法

消防相互応援協定に基づき応援要請する場合は、応援要請の種別、応援要請(命令)の権者、応援隊の種別、応援隊の誘導、応援要請の連絡体制及び経費の負担等については、各消防相互応援協定の定めによるほか、次のとおりとする。

1 応援要請時の留意事項

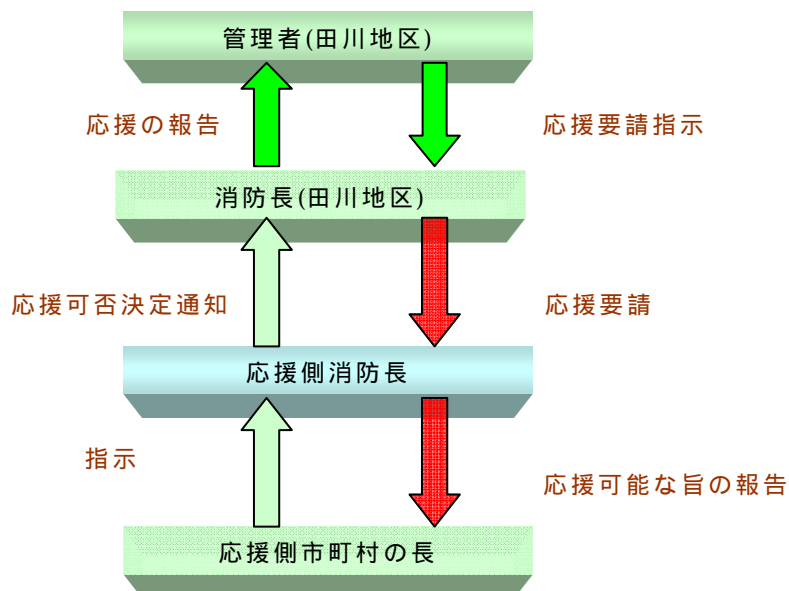
- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の人員、車両、資機材
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名
- (5) その他必要な事項

2 受援時における応援隊との確認事項

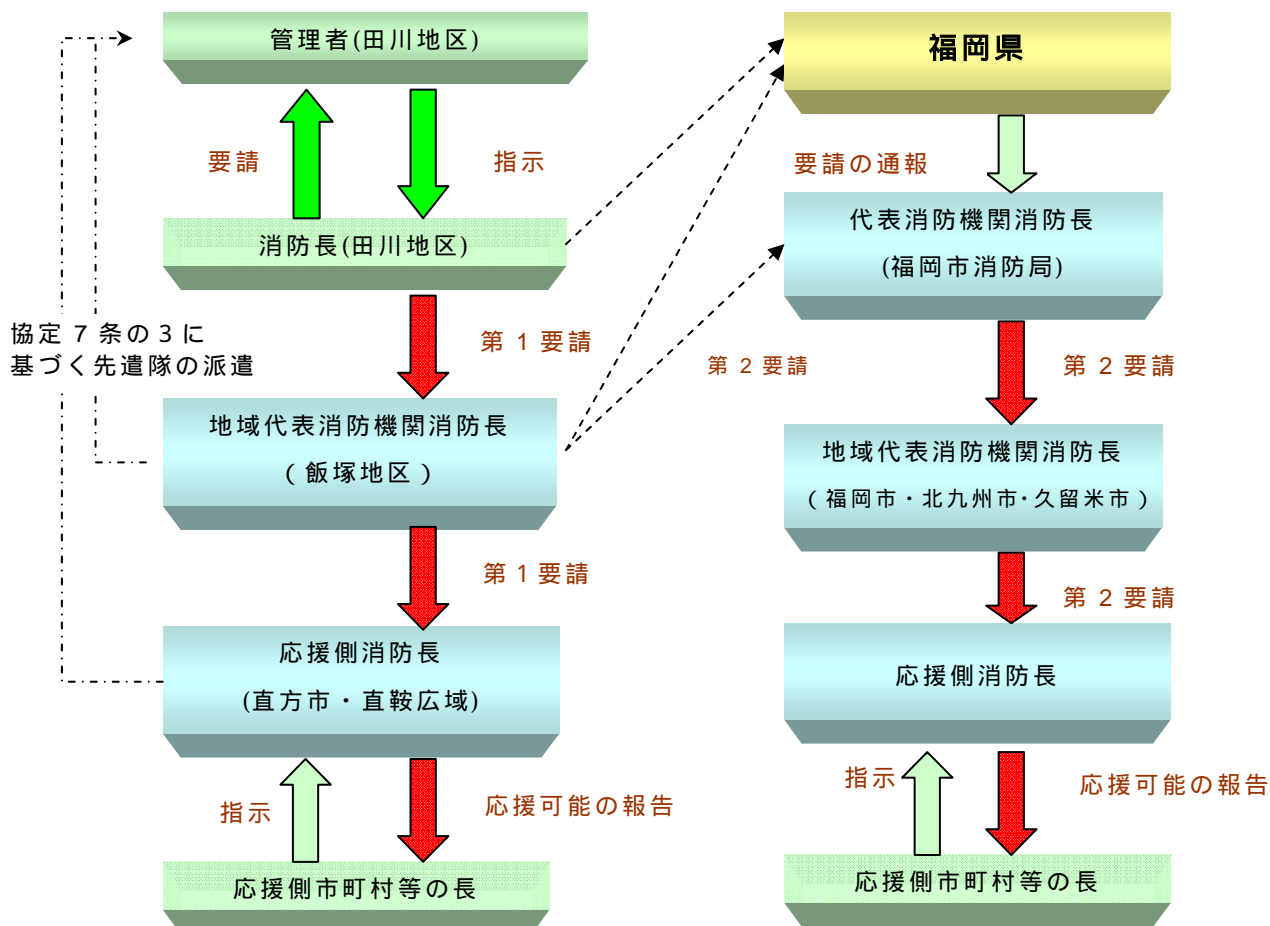
- (1) 災害の現況
- (2) 活動中の消防隊名、隊数及び指揮者
- (3) 他の消防隊の活動概要
- (4) 活動方針
- (5) 今後の見込み
- (6) 応援隊の活動範囲及び任務
- (7) 使用無線系統
- (8) 指揮連絡担当者名
- (9) 安全管理上の注意事項
- (10) その他必要事項

3 応援要請の方法（ルート）

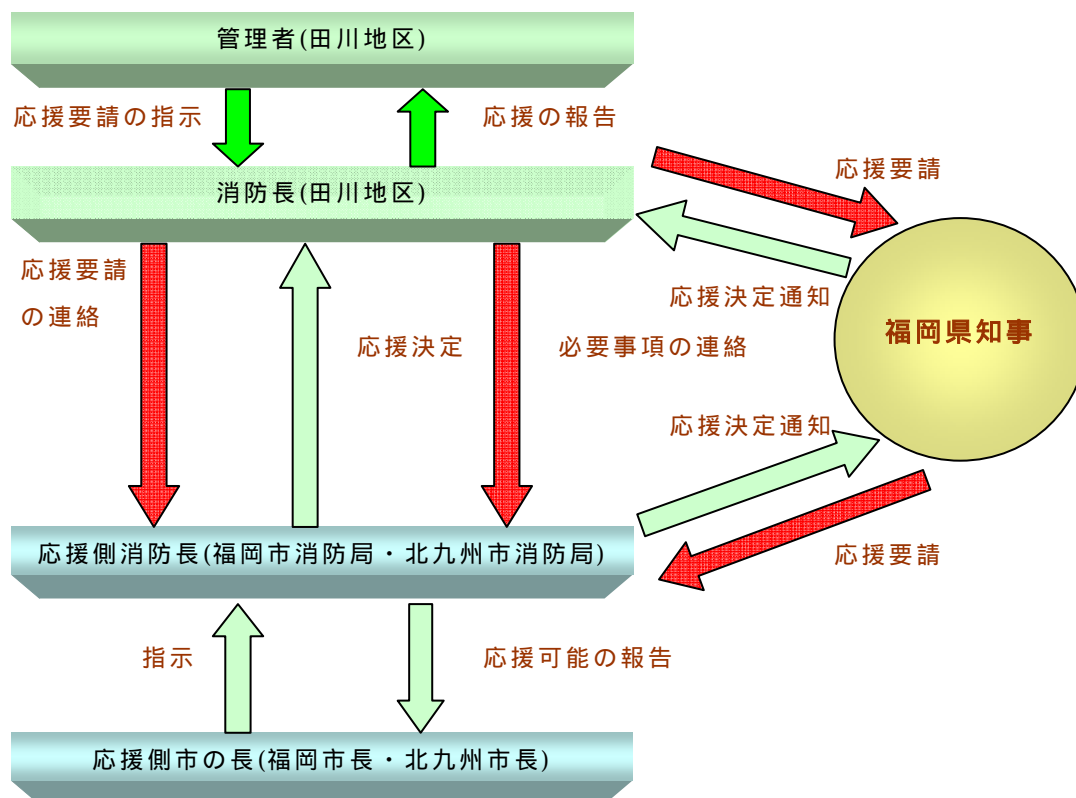
(1) 隣接地域消防相互応援協定



(2) 福岡県消防相互応援協定



(3) 福岡県広域航空消防相互応援実施要領



第 3 節 資料等の交換

資料等の交換については、応援協力に当たって、予め必要な資料及び図面等の交換を行い、災害時における広域消防活動の万全を図る。

第 4 節 緊急消防援助隊

消防組織法第 45 条の規定に基づく緊急消防援助隊については、福岡県における緊急消防援助隊受援計画及び福岡県における緊急消防援助隊県隊の活動に関する実施計画による。

田川地区消防本部の緊急消防援助隊の登録については、次のとおりとする。

- 1 登録部隊
 - (1) 救急隊 1 隊
 - (2) 救助隊 1 隊

2 県隊の編成

登録された消防本部の隊すべてが出動できる体制を基本とするが、出動要請された隊数によっては、月を前後半に分け、各ユニットごとに派遣する隊を割り当て、出動要請された日に該当するユニットにある隊を優先的に派遣する。

(1) 救急隊

第 1 ユニット（毎月 1 日～ 15 日）

救急隊長は、第 1 ユニットにおいて県隊長の指揮の下で、部隊長として部隊（中隊）を指揮する。

(2) 救助隊

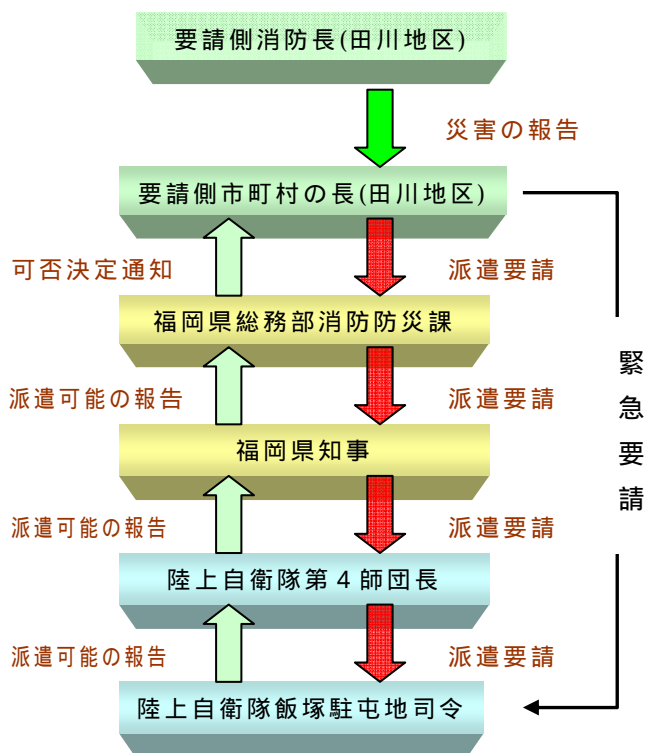
第 2 ユニット（毎月 16 日～ 31 日）

救助隊長は、第 2 ユニットにおいて部隊長の指揮の下で、隊（小隊）を指揮する。

第 5 節 その他の協力体制

自衛隊の派遣要請については、災対法第 68 条の 2 の定めにより市町村長が派遣要請を行うものであるが、派遣要請の方法について参考までに図示した。

陸上自衛隊飯塚駐屯地派遣要請の方法（参考）



市町村長は、災対法第 68 条の 2 第 1 項の定めにより、県知事に対し自衛隊の派遣要請することができる。

また、前述の要請ができない場合は、同条第 2 項の定めにより、直接陸上自衛隊飯塚駐屯司令に派遣要請することができる。

消防長は、災対法第 69 条の定めにより市町村長から事務の委託を受けた場合は、直接県知事または陸上自衛隊飯塚駐屯司令に派遣要請することができる。

筑豊地区常備消防相互応援協定書	(昭和 47 年 10 月 16 日)
筑豊地区常備消防相互応援協定覚書	(昭和 47 年 10 月 16 日)
福岡県田川地区消防組合、甘木朝倉広域市町村圏消防組合協定書	(平成 5 年 6 月 1 日)
福岡県田川地区消防組合、甘木朝倉広域市町村圏消防組合協定書実施細則	(平成 5 年 6 月 1 日)
福岡県田川地区消防組合、京築広域市町村圏事務組合消防相互応援協定書	(昭和 54 年 4 月 1 日)
福岡県田川地区消防組合、京築広域市町村圏事務組合消防相互応援協定実施細目	(昭和 54 年 4 月 1 日)
福岡県田川地区消防組合、中津市消防相互応援協定書	(平成 17 年 8 月 1 日)
福岡県田川地区消防組合田川地区消防本部、中津市消防相互応援協定覚書	(平成 17 年 8 月 1 日)
近隣常備消防相互応援協定書	(平成 17 年 8 月 31 日)
近隣常備消防相互応援協定に関する覚書	(平成 17 年 8 月 31 日)
北九州市と福岡県田川地区消防組合との相互応援協定	(平成 18 年 4 月 1 日)
福岡県消防相互応援協定書	(平成 11 年 6 月 25 日)
福岡県消防相互応援協定覚書	(平成 11 年 6 月 25 日)
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	(平成 17 年 4 月 26 日)
福岡県広域航空消防応援実施要綱	(平成元年 3 月 25 日)
福岡県広域航空消防応援実施細目	(平成 6 年 3 月 3 日)
田川地区消防本部における福岡県広域航空消防応援実施要綱等の取扱い要領	(平成 11 年本部訓令第 4 号)

第 15 章 国民保護警防計画

国民保護警防計画は、武力攻撃等による災害が発生した場合に、消防組合として国民保護法に基づき、迅速かつ的確に実施するための措置を定めるものとする。

第 1 節 市町村国民保護計画が対象とする事態

市町村国民保護計画において、想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態

1 武力攻撃事態

国民の保護に関する基本指針においては、以下に掲げる 4 類型が対象として想定されている。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

緊急対処事態として、基本指針においては、以下に掲げる事態が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

< 事態例 > 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム の 破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

< 事態例 > 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

< 事態例 >

- ㊦ ダーティボム等による放射能の拡散、サリン等化学剤の大量散布
- ㊧ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ㊨ 水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

< 事態例 > 航空機等の突入、弾道ミサイル等の飛来

第 2 節 武力攻撃事態等における消防に関する措置

1 主な責務

(1) 武力攻撃災害への対処

消防組合は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救急・救助活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

(2) 避難住民への誘導

市町村長から避難住民の誘導の要請があった場合は、消防組合が実施する消火活動及び救急・救助活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、市町村に協力して避難住民の誘導を行う。

2 武力攻撃災害への対処に関連して実施する事項

(1) 警報等の伝達（構成市町村からの事務委託事項）

県から警報の内容の通知があった場合において、夜間、休日等における担当職員への連絡を行うとともに、あらかじめ市町村と取り決めておいた伝達要領に基づき、住民への初動連絡を市町村防災行政無線にて行う。

(2) 危険物に係る武力攻撃災害発生防止（構成市町村からの事務委託事項）

危険物に関する措置命令

武力攻撃事態等において市町村長が当該市町村の区域内にある危険物製造所等における危険物の引火、爆発、空気中への飛散又は周辺地域への流出を防止するため緊急の必要があると判断し、武力攻撃災害発生防止の為に必要な措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止の為に必要な措置を講ずるよう命ずる。

ア 危険物製造所等の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止

ウ 危険物の所在場所の所在場所の変更又はその廃棄

警備の強化

市町村長が必要があると認め、危険物の取扱者に対して警備の強化を求めるなどの措置を講ずるよう要請があった場合には、危険物の取扱者に対して警備の強化を求める。

(3) 武力攻撃災害の兆候の通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの情報を入手した場合、速やかに、市町村に通報する。

(4) 被災情報の収集と報告

(5) 生活関連等施設の安全確保の支援

市町村長又は当該施設の管理者等から安全確保のため支援の求めがあったときは、関係機関と連携しつつ、可能な範囲で必要な支援を行う。

第 3 節 職員の非常召集

1 非常召集

非常召集は、情報収集、各関係機関との連絡調整及び国民保護活動の部隊編成に必要な人員に応じ、別表第 1 の武力攻撃事態等の召集区分により行う。

(1) 体制及び職員の参集基準

体 制	参 集 基 準
①国民保護担当課室体制	(第 1 次召集) 警防課職員(指令室課長補佐以外の指令室員を除く。)
②緊急事態連絡室体制	(第 2 次召集) 毎日勤務の課長補佐以上の職員(2 号副管理者、会計管理者を除く。) 警防課職員(指令室課長補佐以外の指令室員を除く。) なお、事態の状況に応じ、職員を増員する。
③国民保護対策本部体制	(第 3 次召集) 全 員

(2) 事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	県に国民保護対策準備室が設置された場合(注 1)		
	市町村に緊急事態連絡室が設置された場合		
事態認定後	市町村国民保護対策本部設置の通知がない場合	県に国民保護対策準備室が設置された場合(注 1)	
		市町村に緊急事態連絡室が設置された場合	
	市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		

(注 1) 九州・沖縄・山口以外の都道府県で事案が発生し、県に国民保護対策準備室が設置された場合を除く

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生し、当初その原因がわからない場合は、消防法等に基づき、各種災害規模に応じた召集体制による消防活動を行う。

2 召集命令の伝達

召集命令の伝達は、消防長から命令を受けた警防課長が行うものとし、警防課長は、召集の目的、発令日時、召集地、服装及び携帯品等その他必要事項について職員に対し迅速に伝達する。

3 応召の報告

職員は、召集の伝達を受けた場合は、速やかに指定された場所に応集しその旨を報告しなければならない。

4 特殊標章等の使用（緊急対処事態を除く。）

国民保護措置を実施する職員は、特殊標章を（腕章等）を着用し、身分証明書を携帯すること。また、特殊標章（旗等）は、消防車両等の車両にも表示する。

5 その他

職員は、管内市町村が国民保護対策本部設置の通知を受けたことを覚知したときは、召集の発令を待つことなく自発参集する。

(1) 参集場所

参集場所は、原則として勤務署所とする。

ただし、災害の状況等により勤務署所に参集できない場合は、最寄りの署所とする。

(2) 参集方法

参集方法は、原則として通常の勤務方法とする。ただし、事態の状態により自己の安全を確保できる方法により参集する。

第 4 節 出 動

出動は、災害の警戒若しくは規模、災害の場所及び状況等により、予め定めた出動計画に基づく出動とする。

また、市町村長から避難住民の誘導の要請があった場合についても同様とする。

第 5 節 通信統制

武力攻撃事態等による災害の発生時には、有線による通信が困難な状況が予想されるため、消防無線、携帯電話等の有機的な活用を図り、災害通信及び被災地との情報連絡が迅速確実に確保できるよう通信体制を整える。

その他通信体制については、第 9 章第 4 節の通信の定めによる。

第 6 節 関係機関との連携

武力攻撃事態等による災害が発生した場合は、国、県、市町村、県警察、自衛隊等関係機関と密接な連携を図るものとし、災害発生当初から連絡を密にしておく。

第 7 節 救急救助計画

武力攻撃災害への対処については、攻撃の態様により被害の様相が異なること、その活動時においてNBC剤の使用、銃弾等による不測の攻撃等、発生した災害の実態により著しい危険が生じることから、消防活動を効率的かつ安全に実施するため、災害現場における市町村現地対策本部等において、警察等の各関係機関と連携を密にして、消防本部国民保護対策本部からの指示を基本として活動するものとする。

第 8 節 応援協力要請

武力攻撃災害の対処に際し、災害の規模により自己の保有する消防力のみでは防ぎよできない場合や、NBC災害のように特殊な装備・資機材や専門部隊の対応が必要な場合は、市町村長を通じ、速やかに必要な応援要請を行う。また、必要に応じ、緊急消防援助隊等の応援又は出動要請を行う。

尚、応援要請の方法については、第 14 章を準用する。

別表第1 非常召集区分

種別	召集区分	召集者	召集時期
火 災	第1次召集 (準備体制)	本部消防小隊	3次出動があったとき。
	第2次召集 (警戒本部)	毎日勤務の課長補佐以上の職員(2号副管理者、会計管理者を除く。)、警防班員、火災現場を管轄する署所の週休者、年次有給休暇者、特別休暇者。	本部消防小隊が出動した場合で、更に警防要員の増強が必要と署長が認めたとき。
	第3次召集 (対策本部当務員体制)	毎日勤務者、指令室員、週休者、年次有給休暇者、特別休暇者(本部消防小隊は対策本部員に含む。)	大規模火災又は長期にわたる火災で、警防要員の増強が必要と警戒本部長が認めたとき。
	第4次召集 (対策本部全身体制)	全 員	警防要員の増強が必要と対策本部長が認めたとき。
風水害等 自然災害	第1次召集 (警戒本部)	毎日勤務の課長補佐以上の者(2号副管理者、会計管理者を除く。)	・大雨警報又は洪水警報が発令されたとき。 ・暴風警報(主に台風接近時)が発表され、既に被害が発生し、又は発生が予想されるとき。(消防長判断により設置。)
	第2次召集 (対策本部当務員体制)	毎日勤務者(本部消防小隊は対策本部員に含む。)、指令室員、週休者、年次有給休暇者、特別休暇者	・大雨警報又は洪水警報が発令された場合で1時間50mmが2時間以上続いた場合。 ・大雨警報又は洪水警報が発令された場合で直近の24時間雨量が250mmを超え、かつ、直近の1時間雨量が50mmを超えたとき。 ・台風接近時で管内が暴風域に入ったとき。 ・大雨・洪水及び暴風等により相当の被害が発生又は発生するおそれがある場合で警防要員が必要と警戒本部長が認めたとき。
	第3次召集 (対策本部全身体制)	全 員	警防要員の増強が必要と対策本部長が認めたとき。
地 震	第1次召集 (警戒本部)	毎日勤務の課長補佐以上の者(2号副管理者、会計管理者を除く。)	震度3以上の地震を覚知したとき。
	第2次召集 (対策本部)	全 員	震度5弱以上の地震を覚知したとき。
救急 救助 事故	第1次召集 (警戒本部)	毎日勤務の課長補佐以上の職員(2号副管理者、会計管理者を除く。)、警防班員、指令室員、非番週休等の消防兼救助隊員及び各所属の救急資格者。	救急救助事故現場から大規模な救急救助事故であることの報告があり、応援要請があったとき。
	第2次召集 (対策本部)	全 員	警防要員の増強が必要と対策本部長が認めたとき。
* 警戒本部及び対策本部の設置基準については、召集区分欄中の()書の区分の召集があったときとする。			
* 召集する職員数については、原則として召集欄の職員とするが、現場指揮者、警戒本部長及び対策本部長の判断により増減することができる。			
武力 攻撃 事態 等	第1次召集 (担当課室体制)	警防課職員(指令室課長補佐以外の指令室員を除く。)	・県に国民保護対策準備室が設置された場合(注)
	第2次召集 (緊急事態連絡室体制)	・毎日勤務の課長補佐以上の職員(2号副管理者、会計管理者を除く。) ・警防課職員(指令室課長補佐以外の指令室員を除く。)	・市町村に緊急事態連絡室が設置された場合
	第3次召集 (国民保護対策本部体制)	全 員	・市町村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合
(注)九州・沖縄・山口以外の都道府県で事案が発生し、県に国民保護対策準備室が設置された場合を除く。			

別表第2 関係機関一覧表

機 関 名		業 務 内 容
消 防 機 関	田川地区消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒本部等を設置、職員の非常召集に関する事。 ・消防相互応援協定による他の消防本部への応援要請に関する事。 ・水害、火災及びその他の災害の救助、救急情報に関する事。 ・水害、火災及びその他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 ・人命の救助及び救急に関する事。
市 町 村 の 機 関	市町村役場	<ul style="list-style-type: none"> ・必要資機材、生活必需品、応急食糧及び給水体制等の整備に関する事。 ・水防・消防等応急対策に関する事。 ・災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関する事。 ・市民等への避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。 ・文教、保健衛生に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 ・復旧資機材の確保に関する事。 ・災害対策要員の確保・動員に関する事。 ・交通、輸送の確保に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。 ・関係機関が実施する災害対策の調整に関する事。
	消 防 団	<ul style="list-style-type: none"> ・水害、火災及びその他の災害の予防、警戒、防ぎよに関する事。 ・災害等の情報収集に関する事。 ・その他消防に関する事。
県 の 機 関	福岡県 消防防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予警報等情報の収集に関する事。 ・市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。 ・被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。 ・災害救助法に基づく被災者の救助に関する事。 ・水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。 ・自衛隊の災害派遣要請に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事。
	田川保健福祉環境 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の保全の関する事。 ・医療及び助産救護に関する事。 ・防疫その他保健衛生に関する事。
県 の 機 関	田川土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水警報の発表及び伝達に関する事。 ・水防活動の指示、調整に関する事。 ・交通規制及び輸送の確保に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。
	田川警察署 添田警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 ・被災者の救出及び避難・誘導に関する事。 ・行方不明者の調査に関する事。 ・死体の検視（見分）に関する事。 ・交通規制に関する事。 ・公共の安全と秩序の維持に関する事。 ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
機 関 の 国	陸上自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣による市・その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。

	国土交通省九州地方整備局 ・遠賀川河川事務所田川出張所 ・北九州国道工事事務所筑豊維持出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事。 ・水防活動の指導に関する事。 ・交通規制及び輸送の確保に関する事。 ・災害広報に関する事。 ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。
その他の機関	田川医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護及び助産活動に関する事。 ・防疫及び遺体の検案の協力に関する事。 ・県医師会並びに各医療機関との連絡調整に関する事。
	病院等	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の医療と助産、救急救助に関する事。
	西日本鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。
	九州旅客鉄道(株) 平成筑豊鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事。 ・鉄道通信施設の利用に関する事。 ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事。
	福岡市消防局航空隊 北九州市消防局航空隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターによる救援・救護活動 ・ヘリコプターにより撮影した災害情報の提供

福岡県田川地区消防組合 消防計画

主管 田川地区消防本部 警防課 防災企画係
発刊 平成18年4月 1日(第1刷)
平成19年7月 1日(第1次改訂版)

〒826-0042

福岡県田川市大字川宮1570番地
田川地区消防本部

TEL 0947-44-0650

FAX 0947-46-1404